

社会福祉法人愛友会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛友会(以下「当法人」という)定款第8条および第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものである。なお、評議員選任・解任委員、及び当法人定款第22条に規定する顧問についても、役員と同等の取り扱いとする。

(定 義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員及び評議員をいう。

(役員等の報酬)

第3条 役員等の報酬は、その地位にあることのみによっては、支給しない。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 役員等が理事会及び評議員会に出席したときは、次の通り報酬及び費用弁償を支給する。なお、何れか一方の支給または無支給とすることができる。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理事会・評議員会出席報酬等	5,000円	5,000円

- 2 交通費の実費が、費用弁償額の額を超える場合には、その実費相当額を別途支払うことができる。

(役員等の勤務報酬等)

第5条 役員等が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、次の通り報酬及び費用弁償を支給する。なお、何れか一方の支給または無支給とすることができる。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
法人・施設運營業務報酬等	5,000円	5,000円

- 2 交通費の実費が、費用弁償額の額を超える場合には、その実費相当額を別途支払うことができる。

(役員等の報酬総額)

第6条 役員等の報酬は、各年度の総額が500,000円を超えない範囲とする。評議員には、当法人定款第8条で定める金額の範囲内(各年度の総額が1,000,000円)で、報酬を支給することができる。

(兼務役員)

第7条 当法人の職員を兼務する役員には、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(改 廃)

第8条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

(補 則)

第9条 本規定の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年6月25日より適用する。